

○ 行二令
財務省告示第三百六十一号
政務取扱規則（平成十一年大蔵省発行）
平成二十一年十月十九日より告示する。
条件等を次の一月十九日に発行した。政府短期証券（第六十一回）

國庫短期財務大臣（藤井裕久）

二 一
の法發号名稱及び記

条律項及の
び根そ拠

四 三
發行方法の適
用振替等替法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振株び第一九第二關第法一
場も加、と行「争は受け替式第一九十三す九（昭和二
特の者財同「価に日ける法第百項十三る条昭和二
別にご務時と行格付本銀もとのい（平成十三年法
參よと大にい（競し銀行のう）と（平成十二年法
加るに臣行（以争て行のう）と（平並六年法
者発応がわ（下入行と（う）と（平成十一年法
・行募各れ及一札わす（関第十項十成び年、法
第へ限國るび価一れ（す一六、三十に法財律
I以度債入価格と（す一九、特律政第三
非下額市札格競い入（法第九第年別融三
規の定。

九	八	七	六	五
振替単位	振替法の規定による振替口座簿	口イ	口イ	口イ
振額最	低行入価額	払	發	方募入法
替額	争非者別債	特國入価込	行争非者別債	入価札格決
面金	札格第參市發競	金	札格第參市發競	札格第參市發競
金	發競I加場行爭額		發競I加場行爭額	行爭の
千萬円	万四八五		額億額	込募各申
	八千万兆		面千面	み限國ての
	千六千二		金万金	の度債るか
	円百五千		額円額	応額市。らみ
	五百三		でで	募の場その
	十円百八		四五	額範特のう
	八億八億		千兆	を囲別応ち
	千三		六二	割内参応
	四千		百三	りに加募額
	百四		六十億	当お者を価
	九百		二百	ていご順格
	十九		二十	るていと次割の
	十九		九	。各の申応高
	十九		九	りい。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発	
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行	
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價		
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日	
平 成 二 十 一 年 十 月 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う つ つ き 百 翌 行 営 休 業 業 日	償 当 た だ る し と 、 二 年 一 月 二 十 五 日	平 成 二 十 一 年 十 月 十 九 日	十 額 六 面 銀 金 三 額 毛 百 円 に そ に つ き 九 十 九 日	格 六 面 銀 金 以 額 上 百 の 円 そ に そ に ぞ き 九 十 九 日	十 額 六 面 銀 金 以 額 上 百 の 円 そ に そ に ぞ き 九 十 九 日	額 の 成 る の 記 二 。 整 載 十 数 又 一 倍 は の 記 金 錄 額 は 、 よ 最 日 る 低 も 額 の 面 と 金